

【注意事項】 居宅介護支援事業所が市から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

【介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて】

要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回新たに指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」のみで、介護予防ケアマネジメントのプランは作成できません。

なお、これまでどおり、地域包括支援センターと委託契約を結んでいただければプラン作成は可能です。

そのため、例えば以下のような場合においては、注意が必要です。

利用月	利用するサービス	プラン	必要な届出	担当
5月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成依頼（変更） 届出書	A事業所
6月	通所型サービス（総合事業）	介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス計画作成・介護予防 ケアマネジメント依頼（変更）届出書	地域包括支援センター （もしくは委託）
7月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成依頼（変更） 届出書	A事業所

●5月分と7月分は、A事業所が「指定介護予防支援事業所」として担当、請求することができますが、6月分は、担当、請求することができません。

●6月分は、地域包括支援センター（もしくは委託）が担当することになるため、この場合、5月6月7月分のそれぞれにおいて、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出、利用者との契約が必要となります。（A事業所は5月、7月分、地域包括支援センターは6月分）。介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行する場合には、速やかに地域包括支援センターと連携をとってください。

●指定を受けた場合は、「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出が必要です。

引き続き、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施することは可能です。その際は、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出をお願いします。